

東広島市農業委員会令和8年3月（第3回）総会議事録

- 1 開催日時 令和8年3月27日（金） 午前10時00分から午前11時58分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 19人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	長原 毅	2	久保 伸司	5	台川 洋子
6	中務 秀子	7	古川 みどり	8	杉本 源藏
9	柏尾 博明	10	荒谷 義憲	11	村上 義則
13	財満 俊子	15	高尾 昭臣	16	大月 靖規
17	土井 浩文	18	在間 輝昭	19	古本 啓之
21	小倉 亜紗美	22	高木 昭夫	23	高橋 久雄
24	住井 正美				

- 4 欠席委員 5名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	岡土居 正弘	4	脇坂 俊之	12	木原 省五
14	仲伏 英雄	20	橋川 一則		

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 9番 柏尾 博明 委員 10番 荒谷 義憲 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第13号 利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

(5) 報告

- 報告第10号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第12号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- 報告第13号 農地転用（農業用施設）届出の受理について
- 報告第14号 農地改良届出の受理について

(6) 閉会

8 出席者

（農業委員会事務局職員）

事務局長	木村勝美
局長補佐兼農地保全係長	定井芳紀
局長補佐兼農地係長	松下健司
農地保全係主査	合原茂宏
農地係主査	小田美香
農地係主査	豊田宏

黒瀬支所産業建設課産業振興係長	小田英司
豊栄支所地域振興課産業建設係主任	福田博司
河内支所産業建設課課長	法専信次郎
安芸津支所産業建設課専門員	大下宏治

（農業委員会事務局以外の職員）

産業部農林水産課 担い手支援係主事	高田純司
----------------------	------

議	長	<p>それでは、これより令和8年3月総会を開きます。 これからは着席の上、議事進行をさせていただきます。 在任委員数24人中19人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており会議は成立しております。 日程第1の議事録署名者を指名いたします。 東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、9番柏尾委員、10番荒谷委員を指名します。 次に、日程第2の会期の決定についてをお諮りいたします。 会期は、令和8年3月27日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
		＜ 異議なし ＞
議	長	<p>それでは、会期は令和8年3月27日1日限りといたします。 これより日程第3の議案審議に入ります。 初めに、議案第13号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」を上程いたします。 本案は、東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いします。</p>
高田	主事	<p>それでは、議案第13号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」ご説明いたします。 本案につきましては、農地中間管理機構を通じた利用権設定において、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書を策定するものであり、同法律第18条第3項の規定に基</p>

高田主事	<p>づき農業委員会の意見を求めるものでございます。</p> <p>なお、本案件は承認ではなくご意見をお伺いするものであり、いただいたご意見については農地中間管理機構へ回答し、広島県知事へ認可申請する添付資料となります。</p> <p>それでは、議案内容の説明をさせていただきます。</p> <p>貸付者56人、借受け者40人、今回の面積は179,034.17㎡を利用権設定するものでございます。</p> <p>議案に係る説明は以上です。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>この議案は、本日配布しております資料1にありますように高木委員が関係者となっており、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。関係者分を先に審議することといたしますので、高木委員におかれましては審議の間、退席をお願いします。</p>
	< 高木昭夫委員、退室 >
議 長	<p>それでは、議案第13号の事案のうち、関係者分について、ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第13号の事案のうち、関係者分について、決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第13号の事案のうち、関係者分については、決定いたします。</p> <p>それでは、関係委員の方はお入りください。</p>
	< 高木昭夫委員、入室 >
議 長	<p>続きまして、議案第13号の事案のうち、関係者分以外について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第13号の事案のうち、関係者分以外について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第13号は、異議のない旨、東広島市長に回答することに決定いたします。</p> <p>農林水産課の方はありがとうございました。退席をお願いします。</p>
	< 高田主事、退室 >
議 長	<p>次に、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
豊田主査	<p>それでは、総会議案の2ページをご覧ください。</p> <p>議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」をご説明いたします。</p> <p>今月は24件の申請がありました。申請地の田畑別の筆数、面積の内訳につきましては9ページに記載のとおりでございます。</p> <p>それでは、申請番号60-1でございます。</p> <p>贈与のため、所有権を移転するものでございます。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、61-2でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社員の方でございます。農地を探していたところ、譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。隣接の居宅を購入し、拠点とする予定でございます。申請地では、タマネギ、大根、サツマイモなどの季節野菜を作付する計画でございます。</p>

豊田主査	<p>続きまして、62-3、63-4は譲受人が同一であり関連しますので一括してご説明いたします。</p> <p>自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、64-5、65-6は譲受人が同一であり関連しますので一括してご説明いたします。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には6人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、66-7でございます。</p> <p>耕作者へ譲渡のため、所有権を移転するものでございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、67-8でございます。</p> <p>自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、68-9でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社員の方でございます。農地を探していたところ譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。申請地では、キャベツを作付する計画です。</p> <p>続きまして、69-10でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、70-11でございます。</p> <p>耕作者へ譲渡のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、71-12から73-14は譲受人が同一であり関連しますので一括してご説明いたします。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、貸借権を設定するものでございます。受人は農地所有適格法人であり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、74-15でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社員の方でございます。農地を探していたところ譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。申請地では、ユズなどの果樹を作付する計画でございます。</p> <p>続きまして、75-16でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、76-17でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、77-18でございます。</p> <p>贈与のため、所有権を移転するものでございます。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、78-19、79-20は譲受人が同一であり関連しますので一括して説明いたします。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社員の方でございます。農地を探していたところ譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。申請地では、ピーマン、ナスなどの季節野菜を作付する計画でございます。</p> <p>続きまして、80-21でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社員の方でございます。農地を探していたところ譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。隣接の居宅を購入し、拠点とする予定でございます。申請地では、水稻や白菜などを作付する計画でございます。</p>
------	---

豊田 主査	<p>続きまして、81-22でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の方でございます。農地を探していたところ譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。隣接の居宅を購入し、拠点とする予定でございます。申請地では、タマネギ、ナスなどの季節野菜を作付する計画でございます。</p> <p>続きまして、82-23でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、83-24でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の方でございます。農地を探していたところ譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。隣接の居宅を購入し、拠点とする予定でございます。申請地では、蜂蜜用のレンゲなどを作付する計画でございます。</p> <p>以上、24件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんで必要があれば補足説明をお願いします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第14号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第14号は許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
松下局長補佐	<p>議案の10ページをお願いいたします。</p> <p>議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。</p> <p>11ページをお願いいたします。</p> <p>今月は16件の申請がございました。</p> <p>申請番号6-1でございます。</p> <p>●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南西約300mに位置する第1種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、当該農地を共同住宅及び駐車場にするため、転用許可申請をされたものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。また、農振農用地からは令和8年3月6日付で除外済みとなっております。なお、開発許可申請につきましては担当部局に提出済みでございます。</p> <p>申請番号7-2でございます。</p> <p>●●における墓地への転用事案でございます。申請地は、●●の北西約1.6kmに位置する第1種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、当該農地を墓地にするため、転用許可申請をされたものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、墓地許可申請につきましては担当部局に提出済みでございます。</p> <p>続きまして、申請番号8-3でございます。</p>

<p>松下局長補佐</p>	<p>●●における一時転用農地改良事案でございます。申請地は、●●の北東約300mに位置する農用地区域内農地で、申請人は●●にお住まいの方でございます。申請人は、当該農地を畑、トウガン、カボチャの作付として利用するため、転用許可申請をされたものでございます。本件は農地法施行令第4条第1項第1号イに規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、不許可の例外に該当するものでございます。</p> <p>続きまして、申請番号9-4でございます。</p> <p>●●における駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北西約130mに位置する第1種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、当該農地を隣接する集合住宅の駐車場にするため、転用許可申請をされたものでございます。本件は農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、農振農用地からは令和8年3月6日付で除外済みとなっております。</p> <p>続きまして、申請番号10-5から12-7は関連しますので一括して説明いたします。</p> <p>●●における一時転用農地改良事案でございます。申請地は●●の南西約750mに位置する農用地区域内農地で、申請人は●●にお住まいの酪農家の方でございます。申請人は当該農地を水田の畑地化促進事業の伴走支援に申請し、認定を受けた水田を畑地化し、畑作物、飼料作物の栽培を行うため、転用許可申請をされたものでございます。特に畦畔を除去して集約と圃場の大区画化を図るものでございます。本件は農地法施行令第4条第1項第1号イに規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから不許可の例外に該当するものでございます。</p> <p>続きまして、申請番号13-8から21-16につきましては関連しますので一括して説明いたします。</p> <p>●●における一時転用事案、農地改良でございます。申請地は、●●の北西約2.3kmに位置する農用地区域内農地で、申請人は●●にお住まいの酪農家の方でございます。申請人は当該農地を水田の畑地化促進事業の伴走支援に申請し、認定を受けた水田を畑地化し、畑作物、飼料作物の栽培を行うため、転用許可申請をされたものでございます。畦畔を除去して集約と圃場の大区画化を図るものでございます。本件は農地法施行令第4条第1項第1号イに規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、不許可の例外に該当するものでございます。</p> <p>以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと考えられることから本議案を提出するものでございます。</p> <p>なお、転用する農地の面積が30aを超える案件や農振農用地、第1種農地の案件は広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は全件を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いします。</p>
<p>在 間 委 員</p>	<p>18番の在間ですけれども、10-5から21-16の●●の●●の土地なのですけれども、農地を変えられて牧草を植えられるのですけれども、私も作っていたところを作れなくなったのを●●さんに作ってもらっているのもあるし、また2haほど僕が作っているんですけど、●●さんに今刈ってもらっているということもあってあまり言いたくはないのですけれども。私は●●に勤めていたのですけれども、●●と●●を行ったり来たりしていたのですが、●●のときに圃場整備の担当もしているのですよね。それで、圃場整備して田んぼを作るのですけれども、田んぼには物すごい調整能力があって、3反の田でも30cmの排水口しかないのですけれども、雨が強烈に降ったら雨水が一遍に出なくてずっとたまるのです。田んぼが調整池の代わりをしているのです。●●は今回何枚かを斜めに削られて、牧草ですから平じゃなくてもできるのですけれども、あぜがよく飛ぶのですよね。だから、</p>

在 間 委 員	<p>降った雨が、さっき言うように調整能力がなくて全部排水で流れる。排水計画をするときに今の調整能力があることを加味して排水、これで大丈夫だという断面の計算をするのですけれども、それ以上に雨水が出てしまうので排水路からあふれてしまうだろうと思うのですよね。だから、それが田んぼに入るか、宅地にあふれるか分からないですけれども。雨が線状降水帯でかなりの時間雨量が80mmや90mmや100mmぐらい降るときもありますよね。そうすると、雨水が排水路からあふれるだろうと思うのです。これを規制するとかがなく、今の開発指導課が見ればいいと思うのですが、1m以上盛ったら開発指導課が見るのだろうけども、1m未満だったら何も規制するものがないので、もう勝手にあぜが飛ばされるといことなのですよ。僕が思うには条例化をして規制をかけないといけないのではないかと思うのですよね。そうでないと、何ぼでも、●●さんだけじゃないかも分からないですが、ほかの人が牧草とか、牧草じゃなくてもいいのですけれども。例えば3反の田が10倍ぐらい、つながっているのを1つにしたら3haあるのですけれども、そしてらすごい、例えば20cmたまる、30cmの高さの畔があるのですけれども、20cmたまる能力があるということになれば6,000m³、3haで、6,000m³の容量の水をためる力があるということです。例えば6,000m³といたら、3mだったら2,000m³なのですけれども、この北側にテニスコートがあるので、テニスコートが3面なので、このグラウンドの半分ぐらいがテニスコートで使っているのですけれども、あれが40m掛ける50mぐらいあるので、それぐらいの敷地で3mの水がたまった池をちょっと想像してみてもらえばいいのですけれども。それだけの能力があるのですけれども、それがなくなる。なくなったら、もうかなり大雨のときに排水路へ水が一気に出てあふれてしまうというふうに思うのですよね。だから、それを規制しないとイケないというふうに思うので、できれば条例化をして開発指導課で指導しないとイケない。結局、そういうふうにして調整池をつくるほうがいいわけですから、一番低いところへ調整池をつくれればいいのですけれども。それをどういうふうに指導するかというたら、農業委員会でなければいけないと思うのですよね。条例化して担当部署で指導するというのをしないと、先々大変なことになるというふうに思うのです。</p> <p>以上です。</p>
木 村 局 長	<p>ありがとうございます。今、在間委員からご提案いただきまして条例化ということなのですけれども、まず、いわゆる規制をかける条例となりますと今すぐできますというような回答自体が難しいところがございますので、また調査検討といえますか、実際できるかどうかも含めて事務局で検討させていただければと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p>
高 木 委 員	<p>今の調整池をどうするかということですが、●●に●●が施工した牧草地があります。そこには調整池が何か所か設けてあるのです。だから、多分結論ができるはずなのです。だから、今●●がなくなっていますが、その計算というのは、条例化するについては基礎的な資料は必ずあると思いますので早急に対応していただきたいというふうに付け加えさせていただきます。</p>
木 村 局 長	<p>高木委員から今いただいた意見を踏まえて、また検討させていただければと思います。</p>
議 長	<p>ほかにはありませんか。</p>
小 倉 委 員	<p>21番の小倉です。</p> <p>先ほどの在間委員と高木委員の意見に関連して、ため池マップというウェブサイトをしたしか県がつくられていると思うのですけれども、そのウェブサイトの中に県内のため池の貯水量とか大雨が降ったときに浸水が想定されている区域とか、そういったものを誰でも見られるようになっております。先ほどご指摘された浸水の話は、近年局地的豪雨が増えていることもあって、やはり早く対応しなければ死者が出てしまうような事態に陥るのではないかと懸念されるので、周りにどれぐらい貯水量がある池があるのかということと併せて調べていく必要があるかなと思いました。この水田の貯水機能というのが我々の生活を守るためにとっても重要な、水田の多面的機能の重要な一部だと思うので、そういった点を農業委員会としてもしっかりと周辺の方に、市民の方に理解していただくというのも結構重要なことなのかなというのは先ほどの在間委員のご指摘をお聞きしていて思いました。すみません、意見です</p>

議	長	ありがとうございました。 ほかにはありませんか。
		< なし >
議	長	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等ございましたら発言をお願いします。
		< なし >
議	長	ないようですので、採決に入ります。 議案第15号について、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、いずれも広島県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の対象となっておりますので、許可意見を付して意見聴取し、その回答が許可されることに異議ありませんとのことであれば許可することに賛成の方の挙手を求めます。 暫時休憩します。
		< 休憩 >
		< 再開 >
議	長	お待たせしました。再開いたします。 それでは、委員の皆様にお諮りいたします。 議案第15号については分離して採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。
		< 異議なし >
議	長	ありがとうございます。 それでは、議案第15号については分離して採決することといたします。 議案第15号の議案のうち、申請番号10-5から21-16については、確認事項があるため継続案件とすることに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	全員賛成です。議案第15号のうち、申請番号10-5から21-16については、継続審議とすることに決定いたします。 次に、議案第15号の事案のうち先ほど分離採決した事案以外について採決を行います。 議案第15号のうち、先ほど分離採決した事案以外について、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	全員賛成ですので、議案第15号のうち、先ほど分離採決した事案以外については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに決定いたします。 次に、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
小田主査		初めに、本日配付いたしました議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る正誤表とあります資料をご覧ください。 まず、総会議案の17ページ、申請番号47-7について、譲渡人の住所の広島県を削除いたしました。続いて、総会議案の17及び18ページ、申請番号48-8から50-10について、備考欄に農振農用地除外日を追記いたしました。 以上につきましてご確認いただきますようお願いいたします。 それでは、総会議案の15ページをご覧ください。 議案第16号について説明いたします。 今月は19件の申請がございました。申請地の田畑別の筆数、面積の内訳については総会議案の21ページをご覧ください。 それでは、41-1について説明いたします。 一般住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。受人は、●●にて借家にお住まいの方です。このたび住宅を新築するため、転用しようとするものです。なお、建築許可申請については担当部局に提出済みです。

小田主査	<p>続いて、42-2、43-3は事業者が同一であり関連しますので一括して説明いたします。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、44-4について説明いたします。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、45-5について説明いたします。</p> <p>送電鉄塔用地及び資材置場への転用事案です。受人は、●●に本店を置き一般送配電事業等を営む会社です。申請地は、●●の西に位置する第1種農地です。この度他の送電線との離隔を確保するため、鉄塔を建設しようとするものです。本件は、農地法施行令第11条第1項第2号ホに規定する公益性が高いと認められる事業として、土地収用法その他の法律により土地を収用し、または使用することができる事業に供する場合として第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、農振農用地からは令和7年11月20日に除外済みとなっております。</p> <p>続いて、46-6から50-10は事業者が同一であり関連いたしますので一括して説明いたします。</p> <p>建売住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き宅地建物取引業等を営む会社です。このたび建売住宅及び駐車場とするため、転用しようとするものです。なお、開発許可申請については担当部局に提出済みです。</p> <p>続いて、51-11について説明いたします。</p> <p>資材置場への一時転用事案です。受人は、●●に本店を置き上下水道工事等を営む会社です。申請地は、●●の西に位置する第1種農地です。このたび●●に係る資材置場とするため、令和8年6月30日まで一時転用しようとするものです。本件は、農地法施行令第11条第1項第2号柱書、一時転用を行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められる場合として第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、申請地は渡し人が許可を得ることなく転用行為を行っていたため、始末書を徴取しております。</p> <p>続いて、52-12について説明いたします。</p> <p>仮設事務所及び資材置場への一時転用事案です。受人は、●●に本店を置き管工事業等を営む会社です。申請地は、●●の西に位置する農振農用地です。このたび半導体製造メーカーの工場増設工事に伴う従業員の仮設事務所及び駐車場とするため、許可後3年間一時転用しようとするものです。本件は、農地法施行令第11条第1項第1号、仮設工作物の設置その他の一時的な利用のために行うものであって、当該目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして農振農用地の不許可の例外に該当いたします。</p> <p>続いて、53-13について説明いたします。</p> <p>建売住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き不動産の売買等を営む会社です。このたび建売住宅及び駐車場とするため、転用しようとするものです。なお、開発許可申請については担当部局に提出済みです。</p> <p>続いて、54-14について説明いたします。</p> <p>一般住宅への転用事案です。受人は、●●にお住まいの方です。申請地は、●●の北西に位置する第1種農地です。このたび住宅を新築するため、転用しようとするものです。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、建築許可申請については担当部局に提出済みです。</p>
------	--

小田主査	<p>続いて、55-15について説明いたします。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、56-16、57-17は事業者が同一であり関連しますので一括して説明いたします。</p> <p>駐車場への転用事案です。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き不動産賃貸借業務等を営む会社です。このたび近接する会社の増築に当たり、車両置場を移設するため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、58-18について説明いたします。</p> <p>建て売り住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き不動産の売買等を営む会社です。このたび建売住宅及び駐車場とするため、転用しようとするものです。なお、開発許可申請については担当部に提出済みです。</p> <p>続いて、59-19について説明いたします。</p> <p>駐車場への一時転用事案です。申請地は、●●の北西に位置する農振農用地です。受人は、●●に本店を置き建築工事の請負等を営む会社です。このたび半導体製造メーカーの工場増設工事に伴う従業員の駐車場とするため、許可後3年間一時転用しようとするものです。本件は、農地法施行令第11条第1項第1号、仮設工作物の設置その他の一時的な利用のために行うものであって、当該目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして農振農用地の不許可の例外に該当いたします。</p> <p>以上、説明しました19件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから許可要件を満たしていると考えております。なお、転用する農地の面積が30aを超える案件や農振農用地、第1種農地の案件は広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は本日配付した一覧表のとおり意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いします。</p>
村上委員	<p>申請番号55-15、●●なのですが、これは私が2週間に一遍ぐらいパトロールしているところなのです。それで現地についてよく分かるのですが、これはあまりにも住宅団地と近過ぎる、5mぐらいしかないですよ。そこで市のほうに問うてみますが、隣接の住宅の区長さんか誰かにせめて説明をされているのでしょうか。●●という会社と●●ですよ。この辺をしていなかったら、もし何か騒いだら、大変なことになって中止せざるを得ないような気がしますよ。本当に団地の家と4、5mしか離れてないのです。そこを申請に来られた担当者はどんなことを言われたか分かりませんか。もし分からなかったら、何かの機会にまた問合せをしていてください。せめて区長さんぐらいには話をしておいて欲しいと伝えて下さい。お願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
小田主査	<p>すみません、村上委員が言っておられるのは55-15の●●の太陽光発電設備のことについてでしょうか。</p>
村上委員	<p>そうです。</p>
小田主査	<p>周辺の区長さんに説明をされているかという確認はしておりません。ただ、東広島市が設けておりますガイドラインに従って、周辺の農地をお持ちの方については同意書をいただいております。そういう状況になっておりますのでお知らせいたします。周辺の方の設置に関する同意書というのはいただいております。また、その団地の区長さんであるとか、そういったところに説明をしているかというのはこちらからは確認しておりませんのでご報告しておきます。</p>
村上委員	<p>今、小田さんが言われたのは、説明をして回っているということですか。</p>

小田主査	東広島市の農業委員会でガイドラインを作成しておりました、その中で周辺の方についての同意書を得ることということ、あと誓約書を出していただくということにしておりますので、その周辺の方の同意書については出していただいたり、また出していただかなくても説明はしているという報告書はいただいております。
村上委員	なぜ私が質問したかと言いますと、地元の人が、あれは何が建つのかと聞いてくるのです。それで、今は草がぼうぼうだから、草を刈ってくれるのはよいのですけれど。地元の人には太陽光というのは知ってないですよ。今度、行って聞いてみます。いったん火が付いたら、これ団地を売ることになりますよ。また、聞いてみます。ありがとうございました。
議長	ありがとうございました。 ほかにはご意見等はないでしょうか。
	< なし >
議長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第16号のうち、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 多数挙手 >
議長	賛成多数ですので、議案第16号のうち、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会で許可することに決定いたします。 以上です。
高木委員	22番高木です。 本総会に委員提出議案を提出したいと思っておりますのでよろしく願いいたします。
議長	ただいま高木委員から委員提出議案を提出したいとの申出がありました。本案の取扱いについて確認が必要ですので暫時休憩します。
	< 休憩 >
	< 再開 >
議長	それでは、再開いたします。 ただいま高木委員から委員提出議案が提出されました。 本案件について本日の総会に上程し、審議するかどうかについて委員の皆様にお諮りいたします。 本案を本日の総会に追加上程し、審議することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、本案については総会に追加上程し、審議することに決定いたします。 それでは、追加上程審議することとなりましたので、追加上程された議案を配付するまでしばらくお待ちください。 配付してください。 休憩させてください、今配付しているので5分ぐらい休憩します。
	< 休憩 >
	< 再開 >
議長	それでは、お待たせしました。再開いたします。 それでは、本案を委員提出議案第1号として審議に入りたいと思っております。 委員提出議案第1号「農地法第5条の規定による許可案件に対する施工状況確認調査の実施について」を上程いたします。 提出委員さんから説明を求めます。
高木委員	議長の許可を得ましたので、ただいま上程されました委員提出議案第1号について説明

高 木 委 員

いたします。

失礼ですが、座って説明させていただきます。

まず、委員の皆様には、この上程にご理解、賛同いただきましてありがとうございます。

それでは、説明に入ります。

まず、配付資料の1枚目をご覧くださいと思います。

この上のほうの写真ですが、この写真については隣接しております845-28の土地所有者の●●という方の許可を受けてここに立ち入らせていただいて撮影した写真であります。その下の写真は、これは上にあります●●から約5km程度下流にあります●●の写真です。見比べてみていただければすぐに分かると思いますが、勾配が全く違います。下のほうが非常に緩やかな勾配になっております。このことから、●●ののり面勾配が申請図面と違うのではないかということを守る会の皆さんと協議し、地権者の許可を受けて立入調査することといたしました。守る会の事務局長が地権者から次のページにあります立入調査の許可をいただきましたので、本年3月22日に現地に立ち入り、のり面勾配を測定いたしました。

3枚目をお願いいたします。

許可を受け、令和8年3月22日に現地調査を行った結果は全く驚くべきものでした。

4ページを見ていただきたいと思いますが、申請図面に示されたのり面勾配は1対1.8となっております。非常に小さくて見えにくいんですが、この図面をお分かりいただけますか、下に1.8と書いてあるところがあると思いますが確認していただけましたでしょうか。

それでは、3ページの写真を見ていただきたいと思いますが、申請図面での1対1.8に対して3ページの写真のとおり、2段目ののり面勾配は1対1.5、3段目は1対1.3、4段目は1対1.2でした。

5ページをご覧くださいと思います。

この5ページの断面図のとおり、1対1.8というのは1m上がるのに1.8mの奥行きを取る、1対1.2というのは1m上がるのに1.2m奥行きを取る、これだけの勾配の違いがあります。この結果をもって知り合いの土地家屋調査士に事情をお話ししたところ、盛土高50mでのり面勾配1対1.2、いわゆる1割2分というのは大丈夫ですかと尋ねたら、即座にそれは危ないと、すぐにお答えをいただきました。常識を外れているという言葉がいただいております。

6ページをご覧ください。

一番上の写真は測定しているときの写真であります。これは守る会の事務局長と行った写真です。勾配以外にも1ページの写真、もう一回見てもらいたいのですが、1ページの下の方の写真、そこの●●のほうの処分場にはのり枠といいます、真ん中辺に黒くてバツ印になったのがあると思いますが、これのり枠といいます。のり面が崩壊するのを防ぐために法律で盛土高の3分の1以上のり枠で補強するということが定められております。しかし、また6ページに戻っていただきたいのですが、2番目の写真のとおり、のり枠は全く設置されておられません。このことにより、のり面の土砂が流出し、崩落の危険がさらに大きくなっております。なお、申請図面には設置することが明記されております。埋立処分場の周辺にバツ印の印があるところは全てのり枠を設置するという申請図面です。それが、この6ページの2番目の写真は4段目のところですから、確実にのり枠がないといけないところでもあります。

次の写真ですが、ここにはため升が写っておりますが、奥側にU字管が写っていると思いますが、これはずっと向こうまで水路が設置されているということですが、上から崩れた土砂によって埋まっており全くその排水機能を果たしていないということです。このことによって、上流から流れた雨水がそのままのりをずっと下まで流れていくという非常に危険な状況にあります。このことによって、ますます洗掘が進み円弧滑り等を起こす可能性が非常に高い。しかも、のり面勾配が1割2分ということで、調査士の言葉を借りれば常識を外れているという状況にあります。

一番下の写真ですが、これは直接被害とは関係ありませんが、残土処分場を設置した場

高木委員	<p>合には外部から確認できる場所に看板を設置するということが義務づけられておりますが、この残土処分場の入り口には見当たりません。なお、一番最初の写真を見ていただきたいのですが、一番下にあるのが●●の県道の入り口に設置されている看板であります。</p> <p>こういう状況でありますので、ただいま上程の委員提出議案第1号のとおり、農業委員会事務局に施工状況を調査させ、その結果の報告を求めるものであります。本当は皆さんの賛同をいただいて一時停止にしたいと思ったのですが、事務局のほうで再度確認しないと難しいということでもありますので、今回はこの議案とさせていただきます。なお、調査の結果において、申請書と現地の状況が異なっていることが確認できた場合は、直ちに申請書のとおり改修させるよう強く求め、もし指導に従わない場合は許可の取消しもある旨の申入れを業者にさせていただくことを求めて説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>ほかの委員で補足説明等があればお願いします。</p>
在間委員	<p>18番の在間ですけれども、この間のときにも話をさせてもらったのですけれども、調整池が必要なのですよね。もし、これが一時転用じゃなくて林地開発、ここが農地じゃなくて山の場合には1haを超したら、もう確実に調整池が要るのですよ。ここも8haですから、もう早急に必要です。大体800から1,000㎡ぐらいが1ha、そしたら8haだったら64なので、6,000㎡ぐらいの調整池が要るのですけれども。だから、山だったら要るのだけでも農地だったら、農地からまた農地に替えるから基本的には要らない。しかし、開発指導課の説明では仮につくっているということなのです。この盛り上げた上に6,000㎡、さっきそこで言ったけどもテニスコートの3面足した分の、3mのかさで池が工事期間中はこの上にないといけないのです。だから、現地で僕が足が痛いわが上まで上がれなかったのですが、そんなものはないということなのです。結局、降った雨水は全部調整せずに流れ出ているということなのです。そこもよく開発指導課のほうで見てもらえたらと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかの委員さんからはありませんか。</p>
	< なし >
議長	<p>説明がないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等ございましたら発言をお願いします。</p>
村上委員	<p>11番の村上です。</p> <p>これは、もうマスコミは知っているのですか。といいますのが、何分の1かは市長の許可によって、工業団地の土をここの中へ入れているじゃないですか。ですから大騒ぎになって、それもこれも駄目になったら市も困るだろうと思います。だから、やるのなら早めに対策を取らずというのをまず優先させないと、ああ、大変だ大変だと言ってると、本当に大変になってしまう。そこをちょっと心配したので、すみません。</p>
高木委員	<p>22番高木です。</p> <p>既にマスコミはご存じです。今、言われましたように、今日もダンプが●●の造成地の山を切り取って走っていると思います。普通の●●の造成は谷にブロックで擁壁を築いて高いところを切って低いところへ埋めて平にするというのが基本です。ところが、今●●でやっていることは山1つ全部切り取って、その土を全部●●へ持ってきて造成するという非常に非効率な開発行為を行っておられます。これができたのは、多分●●のここへ土を持っていくという最初からの計画だと思います。</p> <p>でも、よく考えてみてください。これは農地の一時転用ですよ。残土処分場として正規の手続を踏んで、そして設置されて、その残土処分場に伴う法令に基づいて行われているのであれば、なかなかもう持っていくというのは難しいと思いますが、農地の一時転用で50mの高さの盛土をするっていうのは日本全国どこにもないはず。農業委員会事務局にどこかあるか確認してくれと、そしたら見に行くからって言ったのですが、確認してもないとは言いませんが見つかりません。そりゃそうですよ。農地の改良のために何で50mも積まないといけないのかと思います。これはむちゃくちゃな話です。</p> <p>今、村上委員がおっしゃった、市が心配だとか、県が心配だとか、そんなことは私は一</p>

高木委員	<p>切関係ないと思います。そこに住んでいる人たちの命のほうがよっぽど大事ですよ。県、国、市でやっていることがむちゃくちゃですよ。何であそこまで土を持っていかないといけないのですか。すぐ横を開発するって言っているのだから、そこへ持って行って置いておけばいいじゃないですか。そこに人が住んでいるのですよ。●●なんてすぐ下に住んどられるのですよ。そんなところでこんなむちゃくちゃな開発、いつまでやらすのですか。早く止めなさいよ、本当に。冗談じゃないですよ。こんなもの、全国の新聞に流すべきですよ。今はまだ地元の新聞社しか知りませんが、この梅雨を本当に越せるのかということですよ。</p> <p>1割2分というのがどれだけ危ないかということをお聞きしたいかもしれませんが、私は●●の理事長もしていました。私のところの●●、非常に急傾斜です。のり長が13mの圃場整備してできた田んぼもあるのですが、そこは最初1割2分で転がしていたら崩れたのですよ。1割5分まで落としたのです。実際に崩れるのですよ。そりゃ調査士もおっしゃったように、そんなものできるわけないだろうっておっしゃったのですよ。これ本当、事務局もだらだらやるとる場合じゃないですよ。今、まだ7段目までですから35mです。それまだあと3段あるのですよ、50mまでするのですよ。見に行かれた方は思われたと思うのですよ。何でこんなものが許可になるかって。これは許可したのだから農業委員会の責任も問われますよ。だから、早く止めてください。そのためにはこの議案を通していただいて、採決して皆さんの了解を得て、早急に正規の手続に戻すようにしてください。お願いします。</p>
議長	ほかにはないですか。
	< なし >
議長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>委員提出議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、委員提出議案第1号は、原案のとおり決定することといたします。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、日程第4の報告事項に入ります。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
松下局長補佐	<p>資料の報告事項をお願いいたします。</p> <p>報告第10号から報告第14号までは、東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第10号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は4件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>報告第11号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は13件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>報告第12号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。</p> <p>8ページをお願いいたします。</p> <p>法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は9件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>12ページをお願いいたします。</p>

<p>松下局長補佐</p>	<p>報告第13号「農地転用届出の受理について」でございます。 13ページをお願いいたします。 農業用施設への転用届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 14ページをお願いいたします。 報告第14号「農地改良届出の受理について」でございます。 15ページをお願いいたします。 農地改良届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、日程第5のその他に入ります。 委員から何かございましたら。</p>
<p>古川委員</p>	<p>7番古川です。 私からは、3月5日に開催しました農機具取扱安全講習会について報告させていただきます。資料もありますのでご覧ください。 この講習会は女性部会の活動の一つとして企画したもので、JAひろしま広島中央高屋農機センターのご協力をいただいて行いました。今回で8回目です。当日は一般女性の方が20名の応募があるかと思いましたが、12名しかなかったのです。農業委員から4名の参加がありました。人数が少ないのでどうかなと思いましたが、皆さん熱心だったので人数のことは全然気にせず時間オーバーで、もっと多かったら大変だったろうなと思うぐらいです。皆さん本当に一生懸命に草刈り機と管理機の操作方法、メンテナンスを勉強されて、参加者の方からは積極的な質問もあり、とても有意義な会だったと思います。アンケートも集計中ですが、おおむね好評をいただいております。来年もまたやろうかなと思っております。また、男性農業委員さんにも協力していただけるように声をかけていきますのでよろしく願います。ありがとうございました。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>小倉委員</p>	<p>21番の小倉です。 皆さんのお手元に緑の資料をお配りさせていただいているので、それについてご説明させていただければと思います。 昨年度、農業委員と最適化推進委員の皆さんにアンケートにご協力を、私の学生の研究関係でご協力いただきましたので、彼女の研究が終わったので結果について共有させていただきたくてこの資料を配らせていただきました。少しでも内容をご説明しますと、草刈り方法の違いが草の生え方に及ぼす影響というのを調べました。その中で、皆さん一般的にやられている草刈りの方法、地際刈りと高刈り、10cmとかそれ以上の高さで草を刈る、この2つの刈り方によってどのような変化が生じるかということ調べました。その前に一般的にどのように草刈りがされているかということ調べるために皆さんにアンケートにご協力をいただきました。 2ページ目のところ、3、結果と考察というところに皆さんにご協力いただいたアンケートの結果が掲載されているのですけれども、予想どおりではあったのですけれども、5cm以下の高さで切られている地際刈りをされている方が90%以上で、どれぐらいの頻度で草刈りされているのかということをお聞きしましたところ、すごく人によって頻度が違っていて、少ない方は年に2回から3回という感じだったので、何と60回以上刈っているよという、1つの農地ではないと思うのですけど、ちょっと聞き方が悪かったんですけど、非常にたくさん草刈りをされている方がいらっしゃることが分かりました。どうしてこの方法で草刈りをされているのかということもお聞きしたので、この方法が当たり前だからという方が56%と、大部分の方が当たり前という理由で刈られているということも分かりました。どうして草刈りをその方法でされているのかということをお聞きしましたところ、草刈りをしないと周りに迷惑をかけるからというのを9割の方が回答されていて、やはり周りの方のことを気にされていることが多いのだなと思った一方で、3ページ目の一番上を見ていただくと、自由記述をしていただいたところで、草刈りが一番負担となっているけれども病害虫の発生等も気になるっていうのと、省</p>

小 倉 委 員

力化したいという意見を書いてくださっている方とか、草が生えていることが恥だと感じて強迫観念から草刈りをしている人が多いというようなことも書いてくださっている人がいらっしまいました。

実際に今年度の女性部会の研修で、●●の●●というところと、その向かいにある●●さんという●●人の方で甲子園球場の面積ぐらいを1人で管理されている方がいらっしゃるのですけれども、その方は地際刈りをされているので、高刈りと地際刈りをしていてところの草を4月から11月まで、毎月どんな植物が生えているのかということと、一番ひどかったか、一番多く生えている植物の最高の高さっていうのを1年間調べ続けました。そうすると、イネ科植物の割合がやはり地際刈りをしていて95%程度になっていて草の高さも高い。一方で、高刈りをしている農地ではイネ科植物以外の植物の割合が結構多くなっていて、草の高さも低いというような傾向が見られました。実際に統計にかけてみても、イネ科植物の割合が圧倒的に高刈りのほうが少ないということが明らかになりました。草丈も、高刈りをされている方は大体年に二、三回ぐらしか草刈りされていないのですけれども、やはり草の丈も低く保たれているので、地際刈りの高さになるわけではないのですけれども、高刈りを続けることによって草刈りの頻度を減らすことができるのではないかなと、参考になればということでご紹介させていただきます。

もう一個、時間がないので飛ばしてもいいかもしれないのですが、追加で4ページの一番下のところに草刈りの時期を変えたら蛍が増えるっていうスライドがあるのですけれども、これも●●でやったことなので、これは学生の研究ではないのですが情報共有をさせていただければと思います。

これは皆さんの農地の近くにもゲンジボタルがあと一、二か月したら飛ぶのではないかなと思うのですが、ゲンジボタルが減ってきているということが色々なところで心配されています。このゲンジボタルの生活史を見てみますと、5ページ目の一番右上のスライドなのですけれども、ゲンジボタルは皆さんご存じのように6月頃に羽化をして草にくっついて飛んでいるのですが、その後、交尾して川の壁面のコケに産卵します。その後、川の中の泥の辺りで幼虫として過ごします。翌年4月頃になったら幼虫がまた陸上に上がってきて、5月頃にその川べりの土の中でさなぎになるという生活を送っています。ということで、5月、6月あたりに草があることが非常に重要なのですが、皆さん思い起こしていただくと5月頃に草刈りを結構されている方が多いんじゃないかなと思います。実際に2024年6月頃に●●の●●の理事長先生からご相談を受けたので、どういう状況かというのを調べてみました。その保育園の横を流れている川を調べてみると、非常に水質がよくて周辺に水田がたくさんあるところで、蛍の餌があるかどうかっていうのをまず調べてみると、蛍の幼虫は、ご存じの方も多いいかもしれないのですがカワニナという巻き貝を食べます。巻き貝の幼虫がいることが大事なのです。小さい貝が必要なのですが、尋常じゃなくたくさんいまして、6mm以下の稚貝が141匹も採れました。

つまり餌の状況は問題ないのですが、すみません、6ページ目に移っていただくと、近くの農家の方にお話を聞くと、蛍は15匹ぐらしか飛んでいないと。コロナで川掃除をしなかった年は300匹ぐらしか飛んだって言われたので、これはこの川掃除が関係しているのではないかなと思ってさらに詳しく聞いてみると、5月に川沿いの草を刈って全部燃やしているんだというふうに言われていて、コロナの年は川掃除をしなかったと言われたので、じゃあ掃除の時期を変えてみませんかということで5月、6月に草刈りをしないでくださいというか、●●で責任を持つので200mの区間だけちょっと草刈りの時期を変えさせてくださいということ去年お願いして、実際去年草刈りの時期を変えていただきました。そうすると、何とこの200mのエリアで200匹以上の蛍を確認することができ、地域の方もちょっと草刈りの時期を変えてくださったのではないかなという気がするのですが、どうも周りのエリアも合わせると300匹以上の蛍を確認することができたというのが実際に実践してみて分かったことです。もし蛍が減っているよということを心配されている方がいらっしまったら、もしかしたら草刈りの時期を5月に切るだけだったらまだいいかもしれないのですが、燃やしてしまうと恐らく蛍の幼虫または成虫を燃やしてしまっている可能性が高いです。蛍は光でコミュニケーションを取るので草に止まってい

小倉委員	<p>ることが必要なので、草とか木があることが結構重要なので、その時期をちょっと変えるだけで、もしかしたら蛍がたくさん飛ぶかもしれないという情報提供になるのですけれども、この2年ぐらいでやってきたことを少し共有させていただきました。お時間ありがとうございました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続いて、事務局から報告がありましたらお願いします。</p>
定井局長補佐	<p>それでは、令和8年度の総会スケジュールについてご報告をさせていただきます。 お配りしております資料4、令和8年度東広島市農業委員会総会スケジュールとある資料をご覧ください。 来月4月以降の総会の開催予定日及び予定時間について記載しておりますので、今後の参考にしていただければと思います。この中で6月1日でございます。新しい農業委員さんの辞令交付式とその後の初総会を予定しております。辞令交付式につきましては午前11時30分から北館の201会議室、初総会につきましては午後1時15分から303会議室で予定しております。それぞれ会場が異なりますのでご注意ください。また、定例の総会でございますけれども、大体月末に予定しております。この中で6月、8月、11月につきましては開催時間が午後2時からとなっておりますのでお間違いのないようお願いいたします。 総会スケジュールについてのご報告は以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 ほかにはないようですので、委員の皆様には長時間にわたり審議誠にご苦労さまでした。次回の4月総会は4月28日火曜日午前10時から303会議室で予定していますのでよろしくをお願いします。 以上で3月総会を閉会いたします。</p>

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 9番 柏尾 博明 委員 10番 荒谷 義憲 委員